

2022 年度後期授業料免除について

重要

①学部生（留学生を除く）

I. 給付奨学金（新制度）に採用されている方

下記の書類を提出期限までに提出して下さい。

○授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A 様式 2）

該当する方には、様式を **7 月 13 日（水）** に学生住所宛に郵送します。

提出期限：8 月 10 日（水）必着

提出方法：郵送または持参により、学生支援課までご提出ください。

詳細は教育サポートシステムの通知および郵送される書類をご確認ください。

II. 給付奨学金（新制度）に採用されていない方

希望する方に、申請書を配布します。

配布期間：7 月 13 日（水）～8 月 10 日（水）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配布しません。）

配布場所：学生支援課

見逃してはいけません！！（上記 I・II 共通）

2019 年に授業料免除の申請をしていた学部 4 年生で、新制度（給付奨学金）に申請して、その結果、授業料免除が受けられない、または免除額が減少する、ということにならないため、経過措置として、差額を支援します。

経過措置を希望する方に、旧制度の授業料免除申請書を配布します。

配布期間：7 月 13 日（水）～8 月 10 日（水）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配布しません。）

配布場所：学生支援課

2 枚目につづく

2022 年度後期授業料免除について

重要

②学部生（留学生）

○2019 年に授業料免除の申請をしていた方

新制度の対象外となるため、経過措置として、2019 年までと同様の支援を行います。経過措置を希望する方に、申請書を配布します。

配布期間：7 月 13 日（水）～8 月 10 日（水）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配布しません。）

配布場所：学生支援課

○2019 年に授業料免除の申請をしていない方

授業料免除制度はございません。

③大学院生（留学生含む）

新制度の対象外となるため、経過措置として、2019 年までと同様の支援を行います。経過措置を希望する方に、申請書を配布します。

配布期間：7 月 13 日（水）～8 月 10 日（水）

9：00～17：00（※休業日は除く、期間後は配布しません。）

配布場所：学生支援課

※ それぞれの申請方法等詳細について、別途通知を送付します。

7 月 19 日（火）までに通知が届かない場合は、学生支援課までご連絡ください。

※ 自分がどの部分の対象になっているかなど、分かりにくい部分があれば、学生支援課までご連絡ください。